

## 九州大学基金支援助成事業「海外留学支援事業」(学部・大学院共通 海外留学渡航支援) 2026 年度募集要領

### ◆目的

九州大学の学生が、海外の大学等で学ぶことにより、語学力・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力・行動力を磨き、異文化に対する理解と国際感覚の醸成を図り、グローバルな視野を有する人材として社会に貢献できるようになること支援するために、海外留学渡航支援金を支給する。

### ◆支援対象者

九州大学の正規課程に所属する学生で、学力基準を満たした次のいずれかによる留学が決定した者、又は予定している者。

- ▶ 学力基準：学部生は申請時の GPA が 2.5 以上の者、大学院生はこれに準じた成績と認められる者
- ▶ 留学種別：1) 学生交流協定に基づく交換留学（大学間又は部局間）  
2) ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー取得のための留学

※学内外問わず、当該留学に関してほかの渡航費を含む支援金との併給は認めない。併給は可能である。

※ほかの渡航費を含む支援金に採用され支給が決定した場合は本奨学金の辞退を速やかに申し出ること。

※学部独自の渡航費を含む支援金を支給することが決まっている場合、本支援金には申請できません。

※留学課が募集している、「大学院\_中・長期支援」との併願者は必ず「希望順位（第1希望・第2希望）」

を申請フォームで選択すること。両方に採用された場合、いずれかの辞退を期限までに申し出ること。

### ◆留学期間

- ▶ 留学期間：3か月（93日）以上1年（365日）以内（ただし、ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラムについては、その期間）
- ▶ 留学開始日：2026年4月1日から、2027年3月31日までの間に留学が開始されるもの

※留学期間とは、受入先機関が認めた受入期間であり、渡航期間のことではない。

### ◆支援額及び支援人数

○支援人数：35名程度

○支援額：留学先の国及び地域に応じて次の表に掲げる額

区分	支援金額	地域
A 区分	5万円	台湾、大韓民国
B 区分	10万円	中華人民共和国、東南アジア（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、東ティモール）
C 区分	15万円	北米（ハワイ）、太平洋諸島、モンゴル、ロシア（極東）、南アジア（インド、バングラデシュ、スリランカ、ブータン、ネパール、モルディブ、パキスタン）
D 区分	20万円	オセアニア
E 区分	25万円	北米（ハワイを除く）、中米、南米、ヨーロッパ、ロシア（極東を除く）、中東、アフリカ

### ◆申請方法

申請期間内に、オンライン申請先（Microsoft Forms）にアクセスし、申請を完了させ、必要書類を Moodle にアップロードすること。（Moodle へ提出する際はコース登録をすること）

※申請期間を過ぎてからの書類の追加提出や修正は一切認めない。

※留学前及び留学中の申請を認める。

【申請期間】 2026年4月6日（月）～ 2026年5月15日（金）17：00

【オンライン申請】 <https://forms.cloud.microsoft/r/8P1XB1cbP7>

【必要書類提出先】 (Moodle) <https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/section.php?id=911390>

- ① 成績証明書 ▶学部生 : 最新の成績  
▶大学院生 : (1)最新の成績、(2)卒業大学の学部の最終成績
- ② 受入許可証 (受入許可証が申請時に未入手の場合は、入手次第、留学課に提出すること)
- ③ 留学期間の根拠となる資料 (留学先大学の学年暦のスクリーンショット等)
- ④ 留学先大学等での使用言語能力に関する証明書

※採否結果は申請締め切りの翌月を目途に通知する。

※辞退者が生じた場合には補欠者を繰上げて採用することがある。

#### ◆選考方法

国際交流委員会学生海外派遣（留学）選考委員会で選考・決定する。

#### ◆支給方法

受給者は渡航後1週間以内に、往路搭乗券もしくは搭乗証明書（写し可）を所定様式に添付し留学課に提出すること。この書類の提出を受けて留学開始が確認された後に海外留学渡航支援金を指定の口座に振り込む。

#### ◆採用者の義務

帰国後1か月以内に、下記の書類を留学課へ提出すること。

- ・成果報告書（所定様式）
- ・復路搭乗券、もしくは、搭乗証明書（写し可）（所定様式に添付）

#### ◆留意事項

- (1) 本支援金は渡航費（往復航空券代金）及び渡航の準備に要する費用に充てること。
- (2) 留学先大学への日本からの出発日及び日本への帰国日については、受入許可書等に記載された留学期間の開始日及び終了日から概ね2週間以内とする。
- (3) 「採用者の義務」を履行しない者には、本支援金の返納を求める。
- (4) 海外で行われるインターンシップ、ボランティアまたは学会に参加する場合は支援の対象外とする。
- (5) 採択後の派遣先変更は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合は事前に相談すること。変更が認められても、区分変更による増額は認めない（減額となる場合がある）。
- (6) 本渡航支援金は、2事業年度連続して受給することはできない。
- (7) 採用者の氏名、学部・学科、学府・専攻、学年及び留学成果報告書の記載内容を本学ウェブサイト等で公表する。
- (8) 重複受給の取り扱いについては、次表のとおりとする。

	JASSO 協定派遣奨学金	九大基金奨学金 (修学支援)	学内留学奨学金	民間財団留学奨学金
渡航支援	※ (156日以上の留学_不可) (留学準備金ありの場合_不可)	○	※	※

※：留学準備金（留学一時金、渡航支援金等）を伴わない奨学金の場合は併給可

#### ◆問い合わせ先

国際部留学課海外留学係 E-mail : [scholarship@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:scholarship@jimu.kyushu-u.ac.jp) TEL : 092-802-2208